

下記森林について、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年5月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)、宮津市ホームページ
- 3 本公告により、宮津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。